

固定資産税の縦覧・閲覧について

4月1日(金)～5月31日(火)

場所 智頭町役場 税務住民課
時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日を除く)
料金 無料

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の固定資産税の納税者は、その評価額等を記載した「縦覧帳簿」を見ることで、自分が所有する固定資産の価格と周辺の価格を比較し、評価の適正さを確認することができます。

※縦覧帳簿のコピー、写真撮影はできませんが、書き写しは可能です。

縦覧できる人

・土地、家屋の固定資産税の納税者

(資産を所有していても、免税点未滿等の理由により課税されていない方は縦覧できません。)

・納税者の同居の家族、相続人、納税管理人

※令和4年1月2日以降に所有者となった人は縦覧できません。

縦覧できる項目

- ・土地：所在地、地目、地積、評価額
- ・家屋：所在地、種類、構造、床面積、評価額等

固定資産課税台帳 の閲覧

固定資産の納税義務者は自分が所有する固定資産について、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧できる人

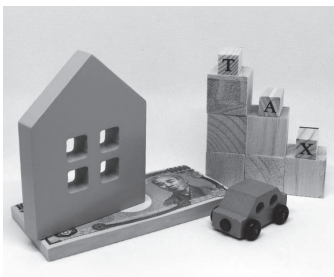
・町内の土地、家屋、償却資産の固定資産税の納税義務者

・納税義務者の同居の家族、相続人、納税管理人

閲覧できる事項

・土地：所在地、登記地目、課税地目、地積、評価額、課税標準額等

・家屋：所在地、種類、構造、床面積、価格、課税標準額等



※期間中、閲覧者にはコピー代のみで課税台帳のコピーをお渡しできます。

この場合、証明書ではないため公印は押されません。

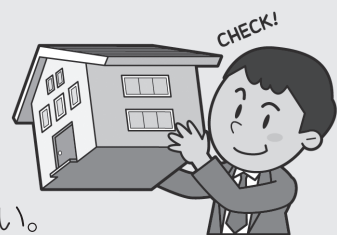
※証明料は1枚につき300円必要です。

必要なもの

本人確認ができるもの(免許証、個人番号カードなど)

※法人の場合は上記の他に委任状または法人印をお持ちください。

※別居の家族、代理人は委任状が必要です。



問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118